

議案第60号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年逗子市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

(逗子市職員給与条例の一部改正)

第2条 逗子市職員給与条例(昭和31年逗子市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号、第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 逗子市職員の退職手当に関する条例(昭和28年逗子市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(逗子市職員退隠料条例の一部改正)

第4条 逗子市職員退隠料条例(昭和28年逗子市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(逗子市まちづくり条例の一部改正)

第5条 逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第64条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(逗子市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 逗子市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年逗子市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(逗子市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされたものは、第2条の規定による改正後の逗子市職員給与条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされたものは、第3条の規定による改正後の逗子市職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係条例を整理する要あるため提案する。